

町内公共施設の休館等について【4月21日（火）掲載】

新型コロナウイルス感染症対策のため、国の緊急事態宣言を受けて、次のとおり一部の公共施設を休館・休業しています。ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

施設名	対応状況	備考
役場本庁舎	通常どおり開庁	
文化会館	【休館】 緊急事態宣言終了まで	教育委員会、議会事務局は通常どおり開庁します。
漁港会館	【休館】 緊急事態宣言終了まで	
町内の各集会所	【休館】 緊急事態宣言終了まで	
B & G 海洋センター	【休館】 緊急事態宣言終了まで	
武道館	【休館】 緊急事態宣言終了まで	
郷土資料館	【休館】 緊急事態宣言終了まで	
海のまちクリニック	通常どおり診療	※発熱がある場合は事前に電話連絡ください。
地域福祉センター		
デイサービス部門	通常どおり運営	
地域福祉部門（集会所）	【休業】 緊急事態宣言終了まで	
元気プラザ		
役場保健福祉課	通常どおり開庁	
ショートステイ	通常どおり運営	
高齢者支援ハウス	通常どおり運営	
幼児センター		
認定こども園	通常どおり運営	
子育て支援センター	【休園】 5月末まで	緊急事態宣言が延長された場合は休園を延長します。
ふるびら温泉しおかぜ	【縮小運営】 5月末まで町民の利用に限定します。	
パークゴルフ場	【縮小運営】 5月末まで町民の利用に限定します。	
家族旅行村	【縮小運営】 5月末まで新規の予約は受付しません。	
町内の各公園	通常どおり利用可能	※イベントの利用はできません。